

○入札説明書（郵便入札）

この説明書は、県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものである。同工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年9月9日（水）

2 入札に付する事項

(1) 工事の名称

県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事

(2) 工事概要

土木一式工事

○道路改良・舗装工事	・置換工（RB-40）， $t=50\text{ cm}$	$V=200\text{ m}^3$
○道路舗装修繕工事	・側溝工（U型側溝）	$L=399\text{ m}$
	・側溝工（管渠型側溝）	$L=551\text{ m}$
	・集水桝工（プレキャスト集水桝）	$N=11\text{ 箇所}$
	・アスファルト舗装工	$A=5,820\text{ m}^2$
	・区画線工（溶融式）	$L=3,336\text{ m}$

詳細については、「県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事特記仕様書」「県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事設計書」（以下、「設計図書」という。）及び「建設工事請負契約書」（以下、「契約書」という。）による。

(3) 工期

契約締結の翌日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 工事場所

茨城県立あすなろの郷 水戸市杉崎町 1460

3 担当部局 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部障害福祉課企画担当 茨城県庁舎行政棟 13 階

電話 029-301-3357

メールアドレス shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札に際して遵守すべき法令等

入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）を遵守しなければならない。

5 入札の手続き

資料、入札書等の提出された時点は、3 の担当部局に郵便が到着された時点とする。なお、郵便は書留郵便に限る。

6 入札参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（※注：全てを満たすこと）。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)に基づく一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (4) 茨城県水戸土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）を有すること。
- (5) 土木一式工事について、建設業の許可を受けていること。
- (6) 土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS又はA等級であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (8) 入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (10) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。
 - ア 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - エ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）でないこと。
 - オ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
 - カ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。
 - キ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

る。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者もしくは主任技術者（以下「専任特例1号の場合の監理技術者等」という。）の配置を認めない工事である。

ケ 本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認めない工事である。

(12) 対象工事に係る積算業務等の受託者又は受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

7 設計業務等の受託者等

(1) 6(12)の「対象工事に係る積算業務等の受託者」とは、次に掲げるものである。

一般財団法人 茨城県建設技術公社

(2) 6(12)の「受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

① 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

8 入札執行の日時及び場所等

令和8年10月8日（木）午後3時

茨城県福祉部障害福祉課企画担当 茨城県庁舎行政棟13階

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029 - 301 - 3357

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり行うこと。

ア 質問受付期間

入札公告日から令和8年9月25日（金）まで（ただし、休日を除く）

いずれも午前9時～午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く）

なお、これ以降に到達したものについては、回答しない。

イ 方法

質問は簡易な内容確認を除き質問書（紙入札様式1）を用い、メールにより行うこと。

・ 書面の提出先

茨城県福祉部障害福祉課（茨城県庁13階北側フロア）

メールアドレス shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法及び時間は次のとおりとする。

ア 日時

令和8年9月28日（月）午後4時まで

イ 方法 回答はメールにより行い、茨城県福祉部障害福祉課において閲覧に供する。

11 競争入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び競争参加資格確認資料（様式第4号）並びに競争参加資格の裏付資料を各1部を3に示す場所に、令和8年9月28日（月）午後5時まで（必着）に書留郵便により提出しなければならない。なお、資料、入札書等の提出された時点は、3の担当部局に郵便が到着された時点とする。

ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること）

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 (11) の事項に該当する場合にあたっては、全ての配置予定技術者について、申請書を作成のうえ提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、11(2)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請調書）を提出すること。

- (2) 同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。

ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、11(1)と併せて主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

イ 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。

ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※ いずれも提出は書留郵便によること。

なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をメールにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

- (3) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

- (4) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は一般競争入札参加資格確認通知書により原則として8日以内（茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

- (6) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

- (7) 競争参加資格の裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
- ・入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）

＊ 健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態

で提出すること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し
- ・総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

(8) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に福祉部障害福祉課長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

(9) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

(10) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をメールにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

12 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は次により閲覧に供する。

(ア) ホームページ

設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
（入札情報サービス）

URL: <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(イ) 3の担当部局

・ 期間

公告の日から令和8年9月28日（月）（ただし、休日を除く）

いずれも午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

・ 場所

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部障害福祉課企画担当 茨城県庁舎行政棟 13 階

13 調査基準価格 設定しない。

14 最低制限価格 設定する。

15 予定価格 129,019,000円（消費税及び地方消費税を含む）

16 最低制限価格 建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領に準拠して設定する。最低制限価格に係る要領等は下記のアドレスよりダウンロードすること。

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/reikisyu/reikisyu.html>

17 入札の方法

(1) 書留郵便による郵便入札とし、持参、電報、又はファックスによる入札は認めない。

ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出にいても可とする。

ア 入札書の受領期限

令和8年10月8日（木）午後2時まで必着。期限を過ぎて到達した入札書は受理しない。

イ 提出先

3の担当部局に同じ。

ウ 郵便による入札の提出方法

入札手続様式の紙入札参考資料による。

エ 電子メールによる入札の提出方法（担当部局が認めた場合に限る）

電子メール題名に「入札書（あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事）」と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、17(3)の書類を画像ファイル(tif、jpg、png)に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

(2) 入札は、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号による入札書により行う。

(3) 入札に当たっては、次の書類を提出すること。

- ・入札書
- ・工事費内訳書(別記作成例に準じ作成するもの)
- ・連絡担当者の名刺1枚
- ・一般競争参加資格確認通知書の写し

(4) 入札執行回数は、1回とする。

(5) 落札金額確定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

(6) 入札金額を訂正した入札書の使用はできない。

(7) 提出した入札書の引換え又は変更をすることはできない。

(8) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

(9) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(10) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、落札決定後においても契約を締結せず、契約後においては契約を解除することがある。

(11) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を

辞退するときは、入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(12) 期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

(13) (11)又は(12)により入札を辞退した者においても、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

18 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

19 前払金、中間前払金、部分払

(1) 前払金

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の 4 割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ あらかじめ調査基準価格を設定しており、入札公告に示された「建設工事の種類」が、土木一式工事（PC 工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の 2 割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2 割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

(4) その他

(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

ただし、ゼロ債務負担行為活用工事である場合は、上記によらず、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができない。

20 開札

郵便入札のため、入札参加者の立ち合いは行わない。

21 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

- ウ 記名を欠くとき
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
 - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
 - カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
 - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
 - ク 代理人が委任状を持参しないとき
 - ケ 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合
 - コ 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合
 - サ 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合
 - シ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札執行予定日までの間に競争参加資格を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札時点において6に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

22 落札者の決定方法

- (1) 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（(3)に該当する者を除く）。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする。（(3)に該当する者を除く）
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。
- (3) 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

23 契約書作成の要否

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

24 その他

- (1) 入札後、本件公告、仕様書及び入札説明書の不明、錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者等において、指定期日までに契約の締結をしない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。なお、やむを得

ず主任技術者を変更する場合は、競争参加資格として示した要件（資格等）を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (5) 提出された申請書等は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他入札手続については、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (8) 個別の入札公告及び本書に示される「休日」とは、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日をいう。
- (9) 個別の入札公告及び本説明書における「竣工」とは、工事目的物の全てを発注者に対し引渡した状態をいう。
- (10) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定及び建設工事入札参加資格名簿への登載（以下「名簿登載」という。）に関する競争参加資格確認については、入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載を以って行う。